

埼玉県警察本部訓令第12号

埼玉県警察市警察部及び方面本部運営規程を次のように定める。

平成15年3月28日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察市警察部及び方面本部運営規程

(概要)

本訓令は、埼玉県警察さいたま市警察部並びに埼玉県警察第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部及び第四方面本部の運営に関して

- 市警察部及び各方面本部の担当警察署
- 所掌事務の具体的任務
- 資料等の要求
- 各種会議の開催

等について定めている。